

Ⅲ. 暮らしの安心・地域活性化

暮らしの安心を確保するため、在宅医療の推進など医療体制の構築を進めるとともに、日本の将来を担う子どもたちの未来を守るためスクールカウンセラー派遣など安心して教育を受けられる体制の整備と、保育士の人材確保など子どもを育てやすい国づくりを進めるための施策を強化する。また、安全・安心な生活空間と環境を整備するとともに、国民の暮らしと命を守るための能力を強化し安心を確保する。さらに、台風等の災害からの復旧等を行い暮らしの安心を回復する。

また、地域活性化策を推進することにより、地域がそれぞれの特色を發揮し有機的な交流・連携を深め、地域が直面している危機を突破し、地方の経済を取り戻し、国土の均衡のとれた発展を実現することを目指す。このため、本対策において、第3章Ⅰ、Ⅱに含まれる地方関係施策の着実な実施に加え、地方の魅力の発信、観光の振興、公共交通の活性化、農業の体質強化、住みよい地域の構築、地方都市リノベーション・コンパクトシティの推進等の施策を強化する。また、地方の資金調達への配慮と本対策の迅速な実施のため適切な措置をとる。

1. 暮らしの安心の確保

(1) 安心できる医療体制の構築等

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、介護と連携した在宅医療の体制整備の支援や医学生に対する修学資金の貸与など地域の医師確保の推進、新型インフルエンザの発生に備えたワクチン備蓄の維持等の施策を推進する。また、若年層への対策を含む新たな自殺対策等を進める。

70～74歳の医療費自己負担については、当面、1割負担を継続する措置を講じるが、本措置の在り方については、世代間の公平や高齢者に与える影響等について、低所得者対策等とあわせて引き続き検討し、早期に結論を得る。

- ・在宅医療や地域の医師確保の推進等（厚生労働省）
 - ・新型インフルエンザ対策の推進：プレパンデミックワクチンの備蓄維持等（厚生労働省）
 - ・社会福祉施設の円滑な運営支援（厚生労働省）
 - ・自殺対策の推進：若年層対策等（内閣府）
 - ・安定した医療保険制度の構築（厚生労働省）
- 等

(2) 安心して教育を受けられる体制の整備と子どもを育てやすい国づくりの推進

子どもたちの命と未来を守り、我が国の教育の再生を進めるため、小中学校へのスクールカウンセラー等の派遣や「心のノート」を活用した道徳教育の充実を図るなど、安心して教育を受けられる体制の整備を行う。また、待機児童の解消に向け保育士の人材確保や地域における子育て支援等を行う「安心こども基金」の積み増し・延長を行うなど子どもを育てやすい国づくり、女性が働

き続けやすい環境の整備を推進する。

- ・安心して教育を受けられる体制の整備：スクールカウンセラー等派遣、道徳教育の充実（文部科学省）
- ・保育士の人材確保等子育て支援の充実（厚生労働省） 等

（3）生活空間の安全確保・質の向上と循環型社会の創出に向けた環境の整備

道路の無電柱化や通学路等における歩道の整備、自転車利用環境の整備等の交通安全対策等を通じて安全・安心な道路空間の形成を図る。また、老朽化が進む公営住宅の更新・耐震改修や公園施設の安全対策等を進めることにより、子どもや高齢者に優しく、持続可能な地域社会の形成を支える生活空間の安全確保・質の向上を図る。さらに、循環型社会の創出に向け下水汚泥バイオマスの活用や不法投棄対策など、廃棄物の循環利用・適正処理の推進等により安心できる環境を整備する。

- ・道路の無電柱化の推進（国土交通省）
- ・通学路等の交通安全対策（警察庁、国土交通省）
- ・防災・安全に焦点を置いた社会資本整備のための交付金の創設（再掲）（国土交通省）
- ・公営住宅の老朽更新・耐震改修等（国土交通省）
- ・公園施設の安全対策など都市公園等の整備（国土交通省）
- ・下水汚泥バイオマスの活用による再生可能エネルギーの創出（国土交通省）
- ・下水道の整備による良好な都市・水環境の形成（国土交通省）
- ・廃棄物の循環利用・適正処理の加速化等（環境省） 等

（4）安心の確保

国民の暮らしと命を守るため緊急に必要な不測の事態等に対処する能力を強化し安心を確保する。

- ・警察機動力及び装備資機材の整備（警察庁）
- ・変化する安全保障環境への適応（防衛省）
- ・領海警備体制の強化等（国土交通省、農林水産省）
- ・サイバーセキュリティ対策の強化（内閣官房、警察庁、総務省、経済産業省） 等

（5）台風、豪雨災害等の災害からの復旧等

台風、豪雨災害等により被害を受けた河川・港湾等の公共土木施設等の災害復旧等や避難所の設置等のための災害救助費の支援等を行い暮らしの安心を回復する。

- ・公共土木施設等の災害復旧等事業（農林水産省、国土交通省、環境省、文部科学省）

- ・災害救助費等負担金等の追加（厚生労働省）

等

2. 地域の特色を生かした地域活性化

(1) 地域の魅力の発信、観光の振興

地域それぞれの魅力を日本全国、世界に発信する。地域の特色ある農林水産物の魅力の発信や輸出相手国の輸入手続きの円滑化のための働きかけなど幅広い輸出拡大の取組等を行う。また、官民協働で地域の魅力を開発・発信し、観光地の再建を図る取組等を推進する。さらに、地域の魅力の中核となる文化施設等の機能強化や国立公園の安全対策等を行うとともに訪日外国人旅行者の誘致を進めるなど観光の振興を図る。

- ・農林水産物の輸出拡大及び日本食・食文化発信緊急対策（再掲）（農林水産省）
- ・官民協働した魅力ある観光地の再建・強化（国土交通省）
- ・文化施設等の機能強化、国立公園の安全対策等（文部科学省、環境省）
- ・訪日外国人旅行者の誘致強化（再掲）（国土交通省）
- ・出入国審査の円滑化（再掲）（法務省）
- ・日本産酒類の総合的な輸出環境整備<予算措置以外>（財務省）

等

(2) 公共交通の活性化など地域経済・産業の活力向上に資する取組の推進

個性ある地域間の有機的な連携、交流を拡充するとともに、地域経済の活力向上に資するため、既存の都市鉄道ネットワーク間の連絡線の整備や地域の空港施設の整備等による利便性向上、鉄道駅のバリアフリー化等の地域公共交通の整備、軌間可変電車（フリーゲージトレイン）の技術開発等を進める。また、生産物流、観光施設の整備等を進め地域を支える民間投資を喚起し地域経済・産業の活力向上を図る。さらに、離島における地域活性化を推進する。

- ・都市鉄道ネットワークの利便性の向上（国土交通省）
- ・空港等の利便性向上（国土交通省）
- ・地域公共交通の確保・維持・改善：駅のバリアフリー化等（国土交通省）
- ・軌間可変電車（フリーゲージトレイン）の技術開発（国土交通省）
- ・民間投資の喚起、観光や物流を活性化させる広域的な地域活性化のための基盤整備（国土交通省）
- ・社会資本整備総合交付金による重点的な支援の実施（再掲）（国土交通省）
- ・官民協働した魅力ある観光地の再建・強化（再掲）（国土交通省）
- ・地域建設業経営強化融資制度及び下請債権保全支援事業の拡充・強化：地域雇用・地域経済・地域防災を支える建設企業の支援（国土交通省）
- ・離島における輸送費用の低廉化等による地域活性化の推進（国土交通省）

- ・公共事業の円滑な施工確保：契約価格の適正化、人材不足への対応等<予算措置以外> (国土交通省) 等

(3) 農業の体質強化など地域の特色を生かした地域経済の活性化と住みよい地域の構築の加速

多様な地域の資源等を活用したイノベーションの推進や地域の自立を目指した産学官の地域経済循環の促進等により、地域それぞれがもつ特色を生かして地域経済を活性化するための取組を進める。また、地域が抱える課題に対処する農業基盤等の強化や地方消費者行政の充実など、住みよい地域の構築のための取組を加速する。

さらに、平成 25 年度に地域自主戦略交付金を廃止し、各省庁の交付金等に移行した上で重要な政策課題に対応する。その際、事務手続の簡素化など各省庁の交付金等の運用改善等を図るとともに、地域自主戦略交付金の対象事業の活用実績も踏まえ、継続事業の着実な実施のため、各省庁において年度内を含めた必要な措置を講ずる。

- ・地域資源等を活用した産学連携による国際科学イノベーション拠点整備事業 (文部科学省)
- ・地方公共団体を核とした地域経済循環の創出による地域活性化等 (総務省)
- ・イノベーションを創出する情報通信技術の利活用推進・強固な基盤整備 (再掲) (総務省)
- ・地方消費者行政の活性化：食品と放射能に関するリスクコミュニケーションの推進等 (消費者庁)
- ・基地周辺世帯に対する住宅防音工事の助成 (防衛省)
- ・農林水産業の基盤整備等：農地・農業用施設の整備、地域が抱える課題に対処する強い農業づくり交付金・強い水産業づくり交付金、木造公共施設整備 (再掲) (農林水産省)
- ・農漁業の経営環境の変動に対する緊急対応：飼料・燃料価格高騰対応、飼料穀物備蓄対策、鳥獣被害防止 (農林水産省)
- ・企業再生支援機構を抜本的に改組し、事業再生ファンド・地域活性化ファンド等に対する専門家の派遣や出資等による地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援を行うための機能強化を図り、「地域経済活性化支援機構」(仮称)とする (再掲) (内閣府、金融庁、総務省、経済産業省)
- ・将来のために必要な成長基盤や安全・安心基盤である地域再生基盤施設の整備促進 (内閣府)
- ・ODA を活用した地域活性化 (外務省)
- ・地域自主戦略交付金の廃止と各省庁の交付金等への移行に伴う必要な措置 (内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)
- ・総合特区制度、構造改革特区制度を通じた地域活性化施策の推進<予算措置以外> (内閣官房、内閣府) 等

(4) 地方都市リノベーション・コンパクトシティの推進

少子高齢化により空洞化が進む地方都市や大都市郊外部等において、建築物の改修等、既存ストックを活用しつつ、市街地再開発等を通じて公共公益施設等の必要な都市機能の整備や集約化を図ることにより、都市の再生・リノベーションとコンパクトで活力ある持続可能なまちづくりを推進する。

- ・市街地再開発事業等：密集市街地の解消、空洞化の進む中心市街地の活性化等（国土交通省）
- ・集約型まちづくりの核となる駅周辺部等の交通結節点等の強化（国土交通省）
- ・都市再生整備計画事業の拡充：地方都市リノベーション事業（国土交通省）
- ・社会資本整備総合交付金による重点的な支援の実施（再掲）（国土交通省）
- ・民間都市開発推進機構の金融支援による地域の再生・活性化（国土交通省）
- ・都市公園の整備の推進（国土交通省）

等

(5) 地方の資金調達への配慮と本対策の迅速な実施

本対策において追加される公共投資の地方負担が大規模であり、予算編成の遅延という異例の状況の中で、地方の資金調達に配慮し本対策の迅速かつ円滑な実施ができるよう、今回限りの特別の措置として、補正予算債による対応に加え、各地方公共団体の追加公共投資の負担額等に応じて配分し、地域経済の活性化と雇用の創出を図る「地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）」（仮称）を交付する。

- ・地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）（仮称）の創設（内閣府）

IV. 潜在力の発揮を可能とする規制改革

我が国の潜在力を最大限発揮できるよう、国際的にも遜色のない経済活動環境を目指しつつ大胆な規制改革を推進するため、新たな規制改革会議を立ち上げ、日本経済再生本部・産業競争力会議及び経済財政諮問会議との連携の下、デフレ脱却、競争力の強化、多様で柔軟な働き方の実現等のための措置や、エネルギー・環境、健康・医療等の個別分野に関する措置を早急に検討する。

また、金融機関の出資規制の緩和、発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化、医療機器・再生医療の特性を踏まえた規制の見直し等の関連法案の整備、オープン・データの一層の推進など既往の閣議決定事項を着実に推進するものとする。

V. 為替市場の安定に資する施策

厳しい状況にある日本経済を立て直す上で、円高是正、デフレからの早期脱却は最優先の課題である。為替市場の動向について引き続き注視し、適切に対応する。併せて、「海外展開支援出資ファシリティ（仮称）」の創設等により日本企業による海外 M&A 等を支援する。これは、円投（円売り外貨買い）を促進し、為替相場の安定にも資する。また、欧州の金融安定化が円を含む通貨の安定に資するとの観点から、外貨準備を活用し、欧州安定メカニズム（ESM）が発行する債券の一定部分を継続的に購入し、ESM 債を主要なユーロ建国債と並ぶ重要な投資対象と位置づける。

さらに、今後の為替相場の動向等を踏まえつつ、外国為替資金特別会計を活用した新たな為替市場の安定に資する施策について検討する。

- ・ JBIC 出資による海外展開支援のためのファシリティの創設 <JBIC に対する産投出資>（再掲）（財務省）
- ・ ESM 債の購入（財務省）
- ・ 外国為替資金特別会計を活用した新たな為替市場の安定に資する施策の検討（財務省）

第4章 本対策の規模と効果

本対策の規模は別紙の通りである。この対策の予算措置による経済効果を現時点で概算すれば、実質 GDP 押し上げ効果は概ね2%程度、雇用創出効果は60万人程度と見込まれる。

この他、本対策に盛り込まれた規制改革、税制改正、金融資本市場の活性化等の各施策や、イノベーション促進や研究開発をはじめとする成長戦略等が具体化されることにより、民間投資や消費が喚起されるとともに、競争力の強化、所得・雇用の増大を伴う経済成長が期待される。

(注) 税制措置については、平成25年度税制改正で具体化。

(別紙)

本対策の規模

	(国の財政支出) 【兆円】	(事業規模) 【兆円】
I. 復興・防災対策	3. 8程度	5. 5程度
・ 東日本大震災からの復興加速	1. 6程度	1. 7程度
・ 事前防災・減災等	2. 2程度	3. 8程度
II. 成長による富の創出	3. 1程度	12. 3程度
・ 民間投資の喚起による成長力の強化	1. 8程度	3. 2程度
・ 中小企業・小規模事業者・農林水産業対策	0. 9程度	8. 5程度
・ 日本企業の海外展開支援等	0. 1程度	0. 3程度
・ 人材育成・雇用対策	0. 3程度	0. 3程度
III. 暮らしの安心・地域活性化	3. 1程度	2. 1程度
・ 暮らしの安心 (医療・子育て、生活空間の安全確保・質の向上、 安全保障環境への適応等)	0. 8程度	0. 9程度
・ 地域活性化 (コンパクトシティ、農業の体質強化等)	0. 9程度	1. 2程度
・ 地方の資金調達への配慮と本緊急経済対策 の迅速な実施	1. 4程度	
・ 公共事業等の国庫債務負担行為	0. 3程度	0. 3程度
	経済対策関連	10. 3程度
		20. 2程度
・ 年金国庫負担2分の1の実現等	2. 8程度	
	補正予算全体	13. 1程度

(注)「国の財政支出」には財政融資0.4兆円を含む。